

小中一貫教育に関する資料

岡山県教育庁義務教育課

1 小中一貫教育について

(1) 小中連携教育から小中一貫教育への経緯

これまで、中学校入学後、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」の解消に向けた対応のため、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目指し、小学校と中学校との連携「小中連携教育」が進められてきた。

小中連携教育を発展させ、小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因していた様々な課題の解消を目的に、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組を容易にし、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施する制度的基盤を整備するに当たり、平成27年6月、学校教育法等関係する法律が改正され、平成28年度から小中一貫教育が制度化された。

(2) 小中一貫教育

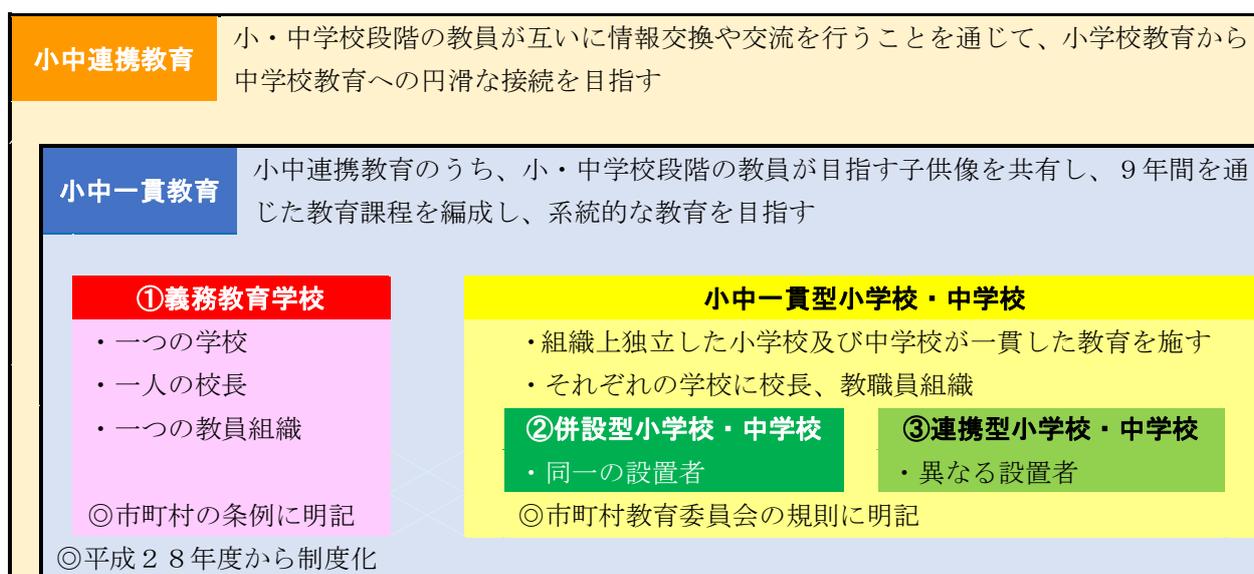
小学校と中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成して、系統的な教育を行う。

〈取組例〉

- ・ 系統性を重視した学習カリキュラム
- ・ 学習面や生活面におけるルールの統一
- ・ 中学校教員による小学校での乗り入れ授業
- ・ 学校行事等の合同実施や相互参加
- ・ 地域行事への合同参加

(3) 小中一貫教育の位置付け

小中連携教育を発展させた小中一貫教育には、義務教育学校と小中一貫型小中学校があり、小中一貫型小中学校には、さらに併設型小中学校と連携型小中学校がある。



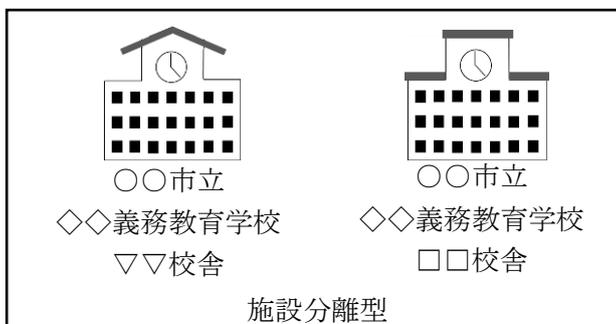
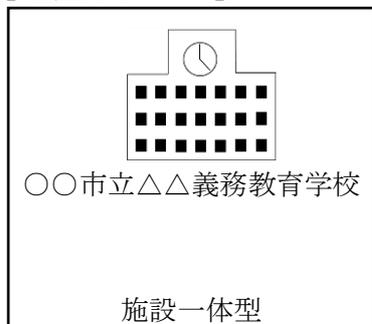
参考：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引／文部科学省

(4) 小中一貫教育の制度化における3類型（施設の一体・分離を問わず設置可能）

①義務教育学校

- ・ 修業年限9年（前期課程6年、後期課程3年）
 - ・ 校長は1人（副校長1人を配置）
 - ・ 教員は原則として小・中免許を併有（当面は併有していなくても勤務可能）
- ※〇〇学園など、義務教育学校以外の名称を用いることも可能

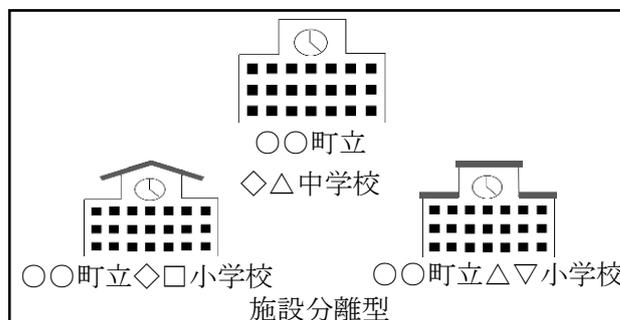
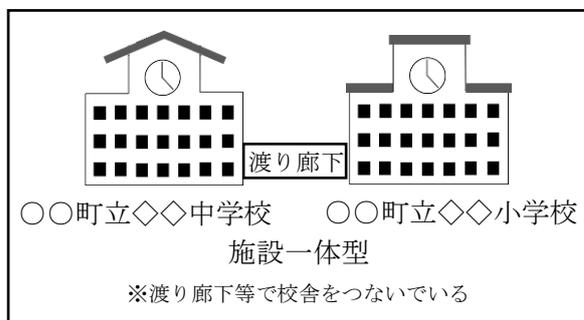
【設置イメージ】



②併設型小学校・中学校

- ・ 小・中学校が同じ設置者
 - ・ 修業年限は小・中学校と同じ
 - ・ 校長は各学校に1人
 - ・ 教員は各学校に対応した免許を保有
- ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

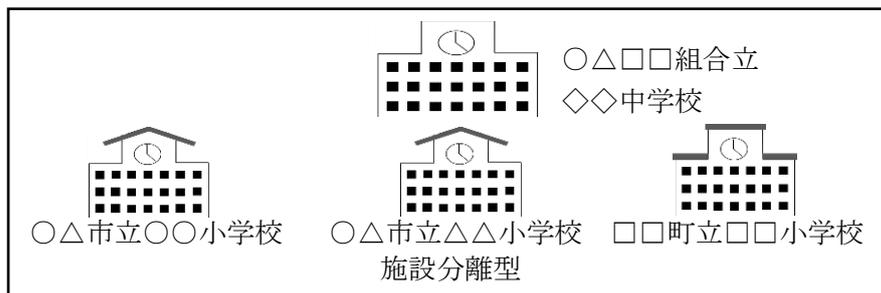
【設置イメージ】



③連携型小学校・中学校

- ・ 小・中学校が異なる設置者
 - ・ 修業年限は小・中学校と同じ
 - ・ 校長は各学校に1人
 - ・ 教員は各学校に対応した免許を保有
- ※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

【設置イメージ】



(5) 施設形態の分類

① 施設一体型

小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に設置されている。
小学校と中学校の校舎が渡り廊下などでつながっているものも含む。

② 施設隣接型

小学校と中学校の校舎が同一敷地又は隣接する敷地に別々に設置されている。

③ 施設分離型

小学校と中学校の校舎が隣接していない異なる敷地に別々に設置されている。

(6) 小中一貫教育の制度化による特例

小中一貫教育では、これまで事前に文部科学大臣が認めた学校のみで可能であった教育課程の特例が、設置者の判断によりできるようになる。

①教育課程の特例「独自教科の設定」

「ふるさと科」や「英語科」など、小中一貫教育の軸となる独自教科を設置者の判断で設定できる。

②教育課程の特例「指導内容の入替え・移行」

- ・小学校段階の指導内容の中学校への後送り、中学校段階の指導内容の小学校への前倒し、また、小・中学校各段階における学年間の指導内容の後送り、前倒しが可能である。

③教育課程の特例に係る教科書給与

「義務教育学校並びに併設型小学校・中学校の教育課程の特例告示」による

④教育課程の編成に当たっての必須条件

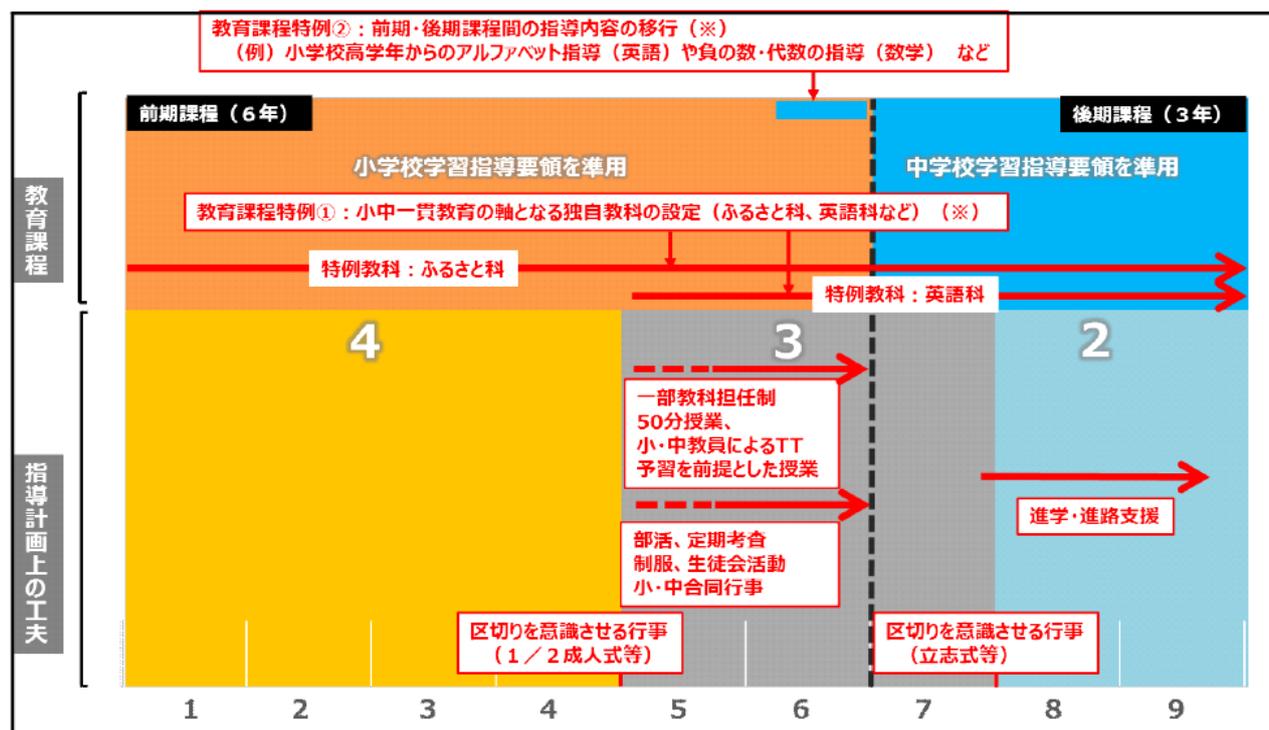
- ・9年間の計画的かつ継続的な教育を施すものであること
- ・学習指導要領の内容事項が教育課程全体を通じて適切に取り扱われていること
- ・内容事項の指導のために必要となる標準的な総授業時数が教育課程全体を通じて、適切に確保されていること
- ・児童生徒の発達段階や教科等の特性に応じた内容の系統及び体系に配慮がなされていること
- ・保護者の経済的負担への配慮等、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること
- ・児童又は生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること

資料 小中一貫教育の制度化における3類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 〈例〉 ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 ・ 一貫教育に必要な独自教科の設定を行うことが可能 ・ 5-4、4-3-2など、6-3以外の区切りを設定することが可能 		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	町村教育委員会の規則等 ※規則等とは私立学校等を含んでいるための記述 公立学校は、教育委員会の規則に位置付けることが必要	

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引／文部科学省

資料 教育課程の特例：指導内容の入れ替え・移行



出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引／文部科学省

参考文献

- 「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」 (平成 27 年 7 月)
(学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)
- 「小中一貫教育した教育課程の編成・実施に関する手引」 (平成 28 年 12 月)
(文部科学省)
- 「小中一貫教育した教育課程の編成・実施に関する事例集」 (平成 30 年 1 月)
(文部科学省)
- 「平成 29 年度 小中一貫教育導入に向けた取組」 (平成 30 年 10 月)
(文部科学省)